

荒川区立小・中学校給食調理業務委託
提案評価募集要項

令和8年10月
荒川区教育委員会事務局学務課

1 目的

この要項は、荒川区立小・中学校給食調理業務委託の事業者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 件名及び事業規模

	件 名	事業規模(提案限度額)	
		食数(食)	金額(税込・円)
①	学校給食調理業務委託 (第二瑞光小学校)	255	25, 217, 625
②	学校給食調理業務委託 (汐入小学校)	702	47, 559, 233
③	学校給食調理業務委託 (第四峡田小学校)	415	31, 721, 386
④	学校給食調理業務委託 (尾久第六小学校)	365	30, 704, 687
⑤	学校給食調理業務委託 (尾久宮前小学校)	318	30, 612, 727
⑥	学校給食調理業務委託 (第二日暮里小学校)	336	30, 340, 854
⑦	学校給食調理業務委託 (第三日暮里小学校)	466	34, 565, 300
⑧	学校給食調理業務委託 (南千住第二中学校)	445	36, 481, 500
⑨	学校給食調理業務委託 (原中学校)	356	31, 655, 431
⑩	学校給食調理業務委託 (諏訪台中学校)	569	37, 896, 833

※ 食数は現時点での見込みであり、変更する場合があります。

※ 上記金額は、事業規模を示すものであり、契約予定額や予算額ではありません。

提案のあった費用概算については、提案評価の対象とするが、実際の契約に当たっては、当該費用概算をもとに、改めて受託事業者と区との間で協議を行い、区の予算の範囲内で委託金額を決定し、合意がなされた場合に契約を締結します。なお、合意がなされない場合は、次点の候補者と協議を行うものとします。

※ 事業規模の金額を超える提案は評価の対象としません。

(2) 委託内容

- ① 調理 (食物アレルギー対応含む)
- ② 配缶及び運搬
- ③ 食器具等の洗浄、消毒、保管
- ④ 施設、設備の清掃及び日常点検
- ⑤ 残菜及び塵芥の処理
- ⑥ ①～⑤に付帯する業務及び給食運営に伴うその他の業務

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間の長期継続契約

(4) 給食提供日数

年間200日 (清掃日を除く)

3 プロポーザルの参加資格

(1) 学校給食に深い理解があり、学校と連携協力し、業務を実施できること。

(2) 令和6年度から令和8年度までの過去3年間において、都内自治体における公立小・中学校での自校調理方式による給食調理業務委託の受注実績が、同一校で3年連続してあること。ただし、荒川区内に本店が所在するものは、これに限らず、5年以上連続した集団給食業務の営業実績を有することをもって受託実績とみなす。

(3) 令和9年度に新規に荒川区立学校の給食調理業務を受託した場合の件数が、8件を超えないこと。

※一事業者による荒川区立学校の給食調理業務受託は、同時に7件までとします。

(4) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (5) 資格審査サービス（契約事務規則第7条の2第1項）の営業種目「学校給食」に登録（令和8年9月1日現在）があり、営業種目「学校給食」に対応する等級がBランク以上で、本店又は支店の所在地が東京都内にあること。ただし、荒川区内に本店が所在する事業者については、等級を問わないものとします。
- (6) 荒川区契約事務規則第11条の4の規定に該当していないこと。また、荒川区入札等参加停止措置要綱に基づく入札等参加停止措置又は「荒川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 再委託によることなく、自社の従業員のみで業務が履行可能であること。
- (8) 契約締結後、区と災害時協定を締結し、災害時における在籍園児児童生徒や地域の方々への給食提供に協力することができること。
- (9) 次の①、②のすべてを満たす業務責任者（学校）を確保できること。
- ①正社員で調理師免許又は栄養士免許を有すること。
 - ②公立小・中学校（特別支援学校、高等学校及び中高一貫教育校を含まない）の自校調理方式の給食調理業務における副業務責任者以上の経験があり、その経験1年以上を含む集団給食施設経験が3年以上あること。
- (10) 次の①、②のすべてを満たす副業務責任者（学校）を確保できること。
- ①正社員で調理師免許又は栄養士免許を有すること。
 - ②学校給食又は集団給食施設における経験が3年以上あること。

4 募集要項及び仕様書案の配布

荒川区ホームページからダウンロードしてください。

5 選定方法

- (1) 基本的な考え方
提案の内容及びこれまでの受託実績等について、荒川区立小・中学校給食調理業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合的に評価し、相応しい受託候補者を選定します。
- (2) 審査方法
以下の①及び②を総合的に審査し、評価します。
- ①書類審査
事業者から会社概要及び営業実績並びに提案書の提出を受け、評価委員会がその内容について審査します。
 - ②プレゼンテーション
事業者が、提案書の内容等について評価委員会の場で説明し、委員からの質問に答えていただきます。プレゼンテーション審査に進む事業者には、実施日を別途通知します。プレゼンテーション審査対象外の事業者には、その旨通知します。
- (3) 審査体制
提案の審査及び評価は、評価委員会において行います。
- (4) 審査結果
- ・審査結果は、速やかに通知します。
 - ・委託校は、事業者の受託希望校を考慮し、区が決定します。

6 選定スケジュール（予定）

選定のおおよそのスケジュールは以下のとおりです。

- | | |
|---------------|--|
| ・令和8年10月26日 | 公募参加申込書提出期限 |
| ・令和8年10月28日 | 事業者からの質問期限 |
| ・令和8年11月2日 | 質問回答 |
| ・令和8年11月13日 | 受託提案書等提出期限 |
| | 評価委員会による審査開始 |
| ・令和8年11月中旬～下旬 | プレゼンテーション実施
※応募者多数の場合は、一次審査（書類のみ）を行い、
通過者のみプレゼンテーション実施 |
| | 審査終了 |
| ・令和8年12月下旬以降 | 受託候補者の決定、審査結果の通知 |
| ・令和9年4月 | 契約締結・事業開始 |

7 プロポーザル参加申込に必要な提出書類

本プロポーザルに参加しようとする場合は、以下のとおり書類を提出してください。

（1）提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------|----|
| ・プロポーザル参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ・会社概要及び営業実績（様式第2号） | 1部 |
| ・財務諸表（過去3年分） | 1部 |

（2）提出期限

令和8年10月26日（月）17時00分 ※持参又は郵送にて提出
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）
なお、持参の場合は、提出日時を事前に担当者に連絡すること。

8 提案事項及び受託提案書等の記載上の注意

以下（1）～（13）の項目について、要点を簡潔に作成してください。

【作成上の注意点】

- ・様式は自由
- ・A4（横書き）で最大10ページ（片面刷り。表紙、様式3及び4を除く）
- ・各ページの下部中央にページ数を記載してください
- ・提案書（マニュアル等を含む）左側に2穴パンチで穴をあけ、1部ずつ左上をクリップで留めてください（ホチキス等の使用禁止）
- ・ファイル等には入れないでください
- ・「事業者名及び押印なし」の11部については、提案書やマニュアル等の記載内容から事業者名が特定されないよう、該当箇所を削除（又は塗りつぶし）してください

（1）学校給食に対する考え方

①学校給食調理業務で重要視すること、注意を要すること

学校給食を受託するにあたり、貴社が最も重要であると考えていること、また最も注意を要することについてお聞かせください。

②学校行事や食育への取り組みへの協力

試食会や運営協議会等の学校行事、学校で行われる様々な食育活動への協力について、どのように対応しますか。

(2) 受託校との連携

①学校との連携に対する考え方

安心・安全な学校給食を提供するためには、受託会社と学校、特に、業務責任者と学校栄養職員・栄養教諭との密な連携が重要と考えています。貴社では調理業務を受託するにあたり、受託校との連携について、どのように考えていますか。配置される調理員と、本社担当者、それぞれの立場からお聞かせください。

②学校からの要請への対応

荒川区では、各校で独自の献立を実施しており、学校栄養職員・栄養教諭によって、献立の内容や調理法、使用する食材も変わります。以下の場合を例にあげ、調理従事者や本社はどのように対応するか、お聞かせください。

【例】貴社の受託校において、学校栄養職員の先生が新しく着任しました。4月のある日、早速、見たことも聞いたこともない外国料理が新献立として入っていました。チーフもサブチーフも今まで調理したことがないメニューです。
また、この日は野菜の切りものが多く、時間内に提供できるか分かりません。
貴社ではどのように対応しますか。

(3) 業務責任者・副業務責任者（学校部門）

現在、荒川区において実施している調理業務委託契約では、業務責任者及び副業務責任者の資格及び経験については、「3 プロポーザルの参加資格（9）及び（10）」のとおり定めています。

このうえで、以下の内容についてご回答ください。

- ①貴社の考える学校給食施設の業務責任者・副業務責任者の資質や選定基準等をお聞かせください。
- ②現在、社内人事異動等で配置を予定してる方はいますか。いる場合は、その方の経歴をお聞かせください。いない場合は、どのような方を配置する予定かお聞かせください。（業務責任者・副業務責任者それぞれ）

(4) 調理業務従事者の配置について（学校部門）

①調理従事者の人員配置基準と希望校の配置予定人数内訳（学校部門）

貴社の人員配置基準と、希望校の予定作業人数をお聞かせください（1日あたり、雇用形態別）。

人員配置基準と予定作業人数が異なる場合は、その理由をお聞かせください。

②調理従事者の採用基準・採用時の留意事項

貴社における調理従事者（正社員、パート社員等）の採用基準、採用時の留意事項をお聞かせください。

③急に応援要員が必要となった場合の対応

当日、急に調理従事者が休んだ場合、代替従事者の派遣体制はどのように対応しますか。（例：あらかじめ2校につき1名過員で配置し、その中で対応する等）

④事前に応援要員が必要であることが分かっている場合の対応

バイキング給食や手の込んだ献立の日について、その状況を現場からどのように把握し、どのように対応するのか、具体的にお聞かせください。（例：学校栄養職員、調理業務責任者、本社担当者で毎月打ち合わせをし、該当日には他の学校からヘルプを派遣する等）

⑤勤務時間や勤務内容に配慮が必要な職員に対するフォロー

妊娠や家庭の事情等により、業務上の配慮が必要な職員に対し、事業主としてどのように支援していきますか。（例：該当校にはあらかじめ1名過員で配置する等）

⑥台風や大雪等の対応について

台風や大雪等により、翌朝の公共交通機関の運行状況が不明確な場合、貴社として、どのように対応するか、お聞かせください。

(5) 研修・引き継ぎ

①調理従事者の年間研修計画及び内容

正社員、契約社員、派遣社員及びパート社員等、それぞれの年間研修計画及び内容について、お聞かせください。

②食品衛生責任者の資格取得

調理従事者の資質を保つため、臨時雇用者も含め、食品衛生責任者の資格を持つようにすることが望ましいと考えています。このことについて、貴社ではどのように考えますか。

③従事者が交代する場合の引き継ぎ

人事異動等で業務責任者又は副業務責任者が交代する場合や受託事業者が代わる場合に、後任の業務責任者・副業務責任者や事業者への引継ぎについて、どのように対応しますか。

(6) 安定雇用

調理従事者の安定的雇用

調理従事者の離職を防ぎ、安定的に配置できるよう貴社で講じている対策についてお聞かせください。また、現在の対策以外で有効と考えている対策があればお聞かせください。

(7) 準備計画

準備計画

令和9年4月から円滑に給食調理業務の運営を開始するため、業務責任者や副業務責任者による受託校との打ち合わせや、採用・研修計画、準備期間等についてどのように考えていますか。具体的に記載してください。

(8) 受託会社による指導・履行確認

①本社担当者による巡回

本社担当者による定期的（月1回以上）な受託校への巡回により、履行状況の確認や指導、受託校との調整を図ることについて、どのように実施しますか。

②本社担当者の資格・免許及び経歴について

調理員へ指導するにあたり、本社担当者には、栄養士免許や調理師免許、現場での業務責任者経験等があることが望ましいと考えています。このことについて、貴社がどのように考えているのか、また具体的にどのような方を配置する予定なのか、お聞かせください。

③事故が起こった際の報告体制やその後の対策について

受託校で事故等が起こった場合、会社としてどのように対応しますか。以下の場合を例にあげ、事故発生時の対応やその後の再発防止策を具体的に記載してください。

【例】給食後、学校栄養職員の先生から、児童生徒のスープの中に、虫が混入していたとチーフが報告を受けました。貴社ではその後、どのように対応をしますか。

(9) 感染症対策を含めた労働安全・衛生管理

①衛生管理（マニュアル等があれば併せてご提出ください）

食中毒予防や異物混入等の対策として、貴社独自の取り組みについてお聞かせください。

②感染症対策（マニュアル等があれば併せてご提出ください）

ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症対策として、貴社独自の取り組みについてお聞かせください。

③食物アレルギー対応（マニュアル等があれば併せてご提出ください）

荒川区では、「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、除去食を基本とした食物アレルギー対応を行っています。このことを踏まえたうえで、荒川区立学校を受託した場合における、食物アレルギー対応や宗教上の配慮食に関する貴社独自の取り組みについてお聞かせください。

④労働安全（マニュアル等があれば併せてご提出ください）

火災・怪我防止対策や熱中症対策として、貴社独自の取り組みをお聞かせください。

⑤業務履行の継続

新型コロナウイルス等の感染症等により、受託校の調理従事者の大半若しくは全員が出勤停止となった場合に、受託校での給食提供を安全に続けるための対策をお聞かせください。（例：給食室を全て消毒したうえで他の事業所からの人員確保を行う、代行保証制度に加入している等）

⑥過去3年間の学校給食業務又は保育園（こども園）給食業務での食中毒

貴社が受託している学校給食業務又は保育園（こども園）給食業務で、過去3年間（令和4年10月1日以降から本提案の直近日まで）に、食中毒事件の発生がある場合、その内容を様式第3号「事故報告書」により提出してください。

⑦過去1年間の学校給食業務又は保育園（こども園）給食業務以外での食中毒

貴社が受託している学校給食業務又は保育園（こども園）給食業務以外で、過去1年間（令和6年10月1日以降から本提案の直近日まで）に、食中毒事件の発生がある場合、その内容を様式第3号「事故報告書」により提出してください。

(10) 児童生徒の健康及び環境等への配慮

①児童生徒の健康及び環境への配慮

洗剤等消耗品の購入の際や調理作業時において、児童生徒への健康や環境への配慮（食品ロス軽減等）のために、どのような取り組みを考えていますか。

②こども性暴力防止法に関する認識及び対策

令和8年12月25日に施行されるこども性暴力防止法について、貴社の認識をお聞かせください。また、当法の施行に伴い、どのような対策を考えていますか。

(11) 災害時における給食業務の協力について

災害時の在籍児童生徒や地域の方々への給食提供

荒川区では、区内に給食提供を必要とする災害が発生した場合、学校給食調理業務受託事業者の積極的な協力を得ることにより、災害時でもできる限り学校給食の提供や、地域の方々への給食提供を行っていきたいと考えています。このことについて、貴社の考えをお聞かせください。

(12) 地域貢献について

地域貢献

この給食調理業務を受託するにあたり、物品の購入等での区内事業者の活用、調理業務従事者への区民雇用等、地域貢献についてどのように考えていますか。

(13) 1年あたりの業務の費用概算

1年あたりの業務の費用概算

希望しているすべての学校について、1年あたりの本業務の費用概算について、ご提示ください（様式第4号）。

※一定の価格未満の場合、提案限度額を超えた場合は、失格となりますのでご注意ください

9 受託提案書提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

- ・提案書及びマニュアル等添付書類（事業者名及び押印あり） 1部
- ・提案書及びマニュアル等添付書類（事業者名及び押印なし） 11部

(2) 提出期限

令和8年11月13日（金）17時00分 ※持参又は郵送にて提出してください
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）

なお、持参の場合は、提出日時を事前に担当者に連絡すること。

10 質問及び回答

- (1) 質問期間は、令和8年10月28日（水）16時30分までとし、質問事項は質問書（様式第5号）に要点を整理のうえ、事務局あてに電子メールにより送信してください。
※電話による質問は受け付けません。
- (2) 回答は、令和8年11月2日（月）17時までに、参加申込書提出の全事業者へ、電子メールにて通知します。
- (3) 審査に関する質問には一切応じません。

11 参加申込書の訂正

提出のあった書類について、訂正又は差替えがある場合は、提出期限まで受け付けます。

12 辞退について

申込み後、辞退する場合は、その旨理由と併せて書面にてご報告ください（様式自由）。

13 特記事項

- (1) 提出のあった書類については、返却しません。
- (2) 提案の概要については、必要に応じて公表する場合があります。
また、条例に基づく情報公開請求があった場合は、提出された提案書等について公表することがあります。
- (3) 審査結果に対する異議申立てについては、受け付けません。
- (4) 提出にあった書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 提案書等の作成及び提出、プロポーザルに係る資料の作成その他提案に関する費用については、すべて提案者の負担とします。
- (6) 提案書以外にも、必要に応じて他の資料の提出を求める場合があります。
- (7) 契約締結後は、契約書の条項の定めに基づき、仕様書等（提案書や質問回答書並びにこれらの図書に準ずるもの）に従い業務を行うものとします。

14 応募書類等の提出及び問い合わせ先（事務局）

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3（区役所本庁舎3階 2番窓口）
荒川区教育委員会事務局学務課給食担当（小出・阿部）
電 話：03-3802-4424 E-mail: kyoiku-gakumu@city.arakawa.lg.jp